

コンプライアンス教育及び啓発活動に関するガイドライン

令和3年10月1日

不正防止計画推進室長

1 目的

本ガイドラインは、コンプライアンス教育及び啓発活動の実施について必要な事項を定める。

2 コンプライアンス教育の実施計画

統括管理責任者は、次の事項に留意してコンプライアンス教育の実施計画を策定する。

- (1) コンプライアンス教育は、以下の区分により実施すること。ただし、非常勤職員や学外からの共同研究者等については、リーフレット等の配付をもってこれに代えることができる。
 - ア 新任研修 新たに研究助成金等の運営・管理に関わる構成員となった者を対象とし、採用等の際に実施する。
 - イ 定期研修 すべての構成員を対象とし、毎年度最低1回以上実施する。
- (2) 構成員の権限や責任等に応じた効果的で実効性のある内容を設定し、定期的に見直しを行うこと。
- (3) e-learning (eAPRIN) や研修会等の形式により実施すること。
- (4) 公的研究費の使用ルール説明や研究倫理教育等と併せて実施する等、適切な時期に設定すること。
- (5) 受講状況を把握し、未受講者に受講を促す仕組みを整備すること。
- (6) アンケート等により理解度を把握すること。

3 啓発活動の実施計画

統括管理責任者は、次の事項に留意して啓発活動の実施計画を策定する。

- (1) コンプライアンス教育の内容を踏まえ、これと併用・補完することにより、不正防止対策の取組について実効性を高める内容を設定すること。
- (2) 既存の会議等を活用するほか、電子メール、ポスターの掲示等により実施すること。
- (3) 少なくとも四半期に1回程度実施すること。

4 実施状況の報告

コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動の実施状況を管理監督し、統括管理責任者に報告しなければならない。

5 雑則

本ガイドラインに定めるもののほか、コンプライアンス教育及び啓発活動の実施について必要な事項については、別に定める。

6 適用

本ガイドラインは、令和3年10月1日から施行する。